

広島県告示第千十八号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定によって指定した次の海岸保全区域を廃止する。

平成十九年十月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

昭和五十五年広島県告示第六百十三号で指定した海岸保全区域のうち、次の海岸保全区域

一 海岸名

能美海岸

二 地区海岸名

中町地区海岸

三 地先海岸名

長瀬地先海岸